

議 答 申 個 第 2 0 号

平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

市民を対象に、インターネットを用いた健康管理システムを  
開設することについて（答申）

平成 1 8 年 9 月 2 0 日付け生国第 5 9 0 号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	市民を対象に、インターネットを用いた健康管理システムを開設することについて
審 議 会 の 意 見	<p>以下の意見を付した上で、適当なものと認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムの管理者側領域にアクセスする権限を持つ職員には、それぞれ固有のパスワードとユーザーIDを付与することにより、アクセスした個人を特定できるようにすること。</li> <li>・今後も、セキュリティの向上に努めること。</li> </ul>
審 議 内 容	<p>本件は、インターネットを利用して、健康状態や運動等の効果を確認できる健康管理システムを新たに構築することについて生駒市個人情報保護条例第10条の規定による諮問（インターネットとの結合については「議答申個第7号」で既に承認しているが、その中で「インターネットを用いて個人情報を取り扱う新たなネットワークシステムを構築するときは、本審議会に諮問されたい。」と指導しているため。）</p> <p>本審議会は、健康管理システムを構築することにより、健康教室等に参加できない市民が、健康状態や運動等による改善の効果を確認しながら気軽に健康管理をすることができ、生活習慣病の予防が図られること、また、個人情報の保護（個人情報の収集、管理及び提供を個人情報保護条例に基づき適正に行うこと）及びセキュリティ対策の内容（データ送受信の暗号化、ユーザーID及びパスワードの設定やアクセスログの収集等）について確認するとともに、慎重に審議した結果、健康管理システムの構築に公益上の必要性があり、かつ個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、個人情報漏えい防止のため、アクセスした職員を特</p>

	定できるよう、それぞれ固有のパスワードとユーザーIDを付与すること及び今後においても、セキュリティの向上に努めるようにという意見があった。
結 合 先	インターネットを用いて当該システムを利用する市民の電子計算機
審 議 日	平成18年10月6日
所 管 課	福祉健康部 国保年金課